

横須賀市報

第1816号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 を定める規則……………	14769
◇都市公園条例施行規則中一部改正……………	”
告 示	
◇監査委員の退職について……………	”
◇監査委員の選任について……………	”
◇港湾施設の一部の供用の休止について……………	”
◇指定管理者の代表者の名称の変更について……………	”
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	14770
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	”
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	14771
◇特定地域型保育事業者の確認について……………	”
◇除却広告物等の保管について……………	”
◇放置自転車等の移動について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	14772
公 告	
◇住民票の職権消除について……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	14773
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	”
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇建築基準法に基づく指定道路の廃止について……………	”
◇農用地利用集積計画について……………	”
上下水道局告示	
◇指定下水道工事店の指定について……………	14774
◇指定下水道工事店の代表者の変更について……………	”
消 防 局 告 告	
◇消防法に基づく防火対象物に対する措置命令につい て……………	”
◇消防法に基づく防火対象物に対する措置命令につい て……………	”
教育委員会規則	
◇生涯学習センター条例施行規則中一部改正……………	”
教育委員会告示	
◇令和4年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募 集及び選抜要綱について……………	14775
選挙管理委員会告示	
◇議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例施行規程中一部改正……………	”
◇公職選挙法執行規程中一部改正……………	”
◇議会議員及び長の選挙公報発行条例施行規程中一部改 正……………	”
正 誤	

規 則

横須賀市規則第70号
都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。
令和3年5月25日

横須賀市長 上地 克明

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
都市公園条例の一部を改正する条例（令和3年横須賀市条例第15号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和3年5月29日とする。

横須賀市規則第71号
都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和3年5月25日

横須賀市長 上地 克明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「一般使用許可」の次に「又はよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーの使用許可」を加え、同項第3号中「水泳プール」の次に「及びよこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー」を加える。
附 則
この規則は、令和3年5月29日から施行する。

告 示

横須賀市告示第97号 (令和3年5月14日 掲 示 済)
本市監査委員西郷宗範及び嘉山淳平は、令和3年5月13日に退職しました。
令和3年5月14日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市告示第98号 (令和3年5月17日 掲 示 済)
本市議会の同意を得て、令和3年5月14日本市監査委員に次の者を選任しました。
令和3年5月17日

横須賀市長 上地 克明

市議会議員 加藤 真 道
同 石 山 満

横須賀市告示第99号 (令和3年5月19日 掲 示 済)
次に掲げる港湾施設は、整備工事のため、令和3年6月14日から当分の間、供用を休止します。
令和3年5月19日

- 横須賀市長 上地 克明
- 1 新港臨港道路の一部
 - 2 新港荷さばき地の一部
 - 3 新港野積場の一部

横須賀市告示第100号
平成29年横須賀市告示第266号により指定した文化会館の指定管理者は、次のとおり代表者の名称を変更しました。
令和3年5月25日

横須賀市長 上地 克明	
変 更 後	変 更 前

横須賀市小川町14番地1 よこすか文化パートナーズ 代表者 株式会社不二テクノ 代表取締役 久保田康雄	横須賀市小川町14番地1 よこすか文化パートナーズ 代表者 株式会社不二環境 サービス 代表取締役 久保田康雄
--------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

横須賀市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	区 域	
	変 更 前	変 更 後
小矢部町内会	小矢部1丁目、小矢部3丁目（1108番地、1109番地4、1109番地10、1109番地11、1112番地から1121番地まで、1125番地2、1209番地9から1235番地まで及び1237番地から1239番地までを除く。）、小矢部4丁目840番地7、1027番地、1029番地及び1044番地並びに森崎6丁目1287番地141、1287番地142、1287番地249、1287番地252、1287番地265、1287番地290から1287番地295まで、1287番地299、1287番地300、1287番地321から1287番地338まで及び1287番地411から1287番地439までの区域	小矢部1丁目、小矢部3丁目（6番16号、6番25号から6番36号まで、7番2号から7番24号まで、8番1号から8番9号まで及び1277番地から1293番地までを除く。）、小矢部4丁目1番1号、1番2号、6番10号、6番11号及び6番15号並びに森崎6丁目12番5号から12番8号まで、1287番地249、1287番地290から1287番地293まで、1287番地322から1287番地329まで及び1287番地411から1287番地413までの区域

横須賀市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
馬堀町3・4丁目町内会	角井 國 男 横須賀市馬堀町4丁目1番25号	鶴井 幸 利 横須賀市馬堀町3丁目5番22号
湘南大津の丘自治会	内 田 貴 司 横須賀市池田町1丁目36番4号	石 井 真 澄 横須賀市池田町1丁目33番5号
池田町内会	小野田 章 朗 横須賀市池田町2丁目15番12号	三 宅 君 雄 横須賀市池田町2丁目6番11号
浦賀北町内会	矢 島 博 横須賀市浦上台3丁目16番1号	木 下 哲 生 横須賀市浦上台3丁目22番8号
宮下町内会	森 崎 茂 横須賀市西浦賀1丁目3番5号	矢 口 孝 横須賀市西浦賀1丁目6番20号
日生団地自治会	安 部 久 夫 横須賀市長沢3丁目27番6号	鬼 澤 隆 行 横須賀市長沢3丁目28番6号
秋谷町内会	堀 田 豊 横須賀市秋谷2丁目5番35号	鈴 木 貞 男 横須賀市秋谷2丁目15番4号

横須賀市告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年5月1日	ケアサポートめぐみ	横須賀市東浦賀1丁目15番7号	居宅介護支援	横須賀市東浦賀一丁目15番7号 合同会社愛 代表社員 浅野智子

横須賀市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年4月30日	ひかり ケアステーション 合同会社	横須賀市浦上台3丁目19番8号	居宅介護支援	横須賀市浦上台三丁目19番8号 ひかりケアステーション合同会社 代表社員 藤城秀夫

横須賀市告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和3年 5月1日	湘南国際カレッジ久 里浜	横須賀市舟倉1丁目32番 1号102号室	自立訓練	横須賀市汐入町二丁目46番地1 特定非営利活動法人湘南国際 理事 吉 田 勝 英
--------------	-----------------	-------------------------	------	------------------------------------------------

横須賀市告示第106号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和3年 3月1日	訪問看護ステーション あやめ横須賀	横須賀市小矢部4丁目6 番23号ドミール衣笠101

同	わかば薬局大津店	横須賀市大津町1丁目16 番26号
---	----------	----------------------

横須賀市告示第107号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定により、次に掲げる者を特定地域型保育事業者として確認しました。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

確認年月日	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	事業者の名称
令和3年 5月1日	陽だまり保育室	横須賀市田浦町2丁目80 番地1	家庭的保育事業	石 渡 陽 春

横須賀市告示第108号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等 の名称又 は種類	広告物 等の数量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	14	小川町、米が浜通2丁目、三春町5丁目、深田台、根岸町2丁目、大津町4丁目、馬堀町3丁目、佐原4丁目・5丁目、久里浜5丁目、野比4丁目及び林5丁目地内	令和3 年4月 1日か ら同月 30日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て2週 間

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第109号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年4月1日から 同月28日まで	台 60	台 6	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	1	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	31	5	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	9	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	18	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	15	0	追浜町2丁目、小川町、安浦町1丁目、小矢部2丁目、衣笠町、森崎1丁目・2丁目、根岸町2丁目・4丁目、二葉2丁目、神明町及び長井1丁目地内の道路	同
同	2	0	久里浜駅自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第110号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年5月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年5月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                | 敷地の幅員       | 延 長          |
|-------|-----|------------------------------------|-------------|--------------|
| 363   | 旧   | 田浦泉町3番の7地先から<br>田浦泉町16番の1地先まで      | メートル<br>1.8 | メートル<br>18.9 |
|       | 新   | 田浦泉町3番の4地先から<br>田浦泉町16番の1地先まで      | 1.8~ 2.9    | 18.9         |
| 1,122 | 旧   | 秋谷3丁目340番の1地先から<br>秋谷3丁目341番の2地先まで | 1.8         | 35.9         |
|       | 新   | 秋谷3丁目340番の1地先から<br>秋谷3丁目341番の2地先まで | 1.8~ 2.6    | 35.9         |

## 公 告

**横須賀市公告第87号** (令和3年5月14日 掲 示 済)  
別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。  
令和3年5月14日  
横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

**横須賀市公告第88号** (令和3年5月14日 掲 示 済)  
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和3年5月14日  
横須賀市長 上 地 克 明

|     |     |     |       |
|-----|-----|-----|-------|
| 年 度 | 種 別 | 月 別 | 発付年月日 |
|-----|-----|-----|-------|

|                 |        |            |
|-----------------|--------|------------|
| 令和2年度 介 護 保 険 料 | 8 月 分  | 令和2年9月30日  |
|                 | 9 月 分  | 令和2年10月30日 |
|                 | 10 月 分 | 令和2年11月30日 |
|                 | 11 月 分 | 令和2年12月28日 |
|                 | 1 月 分  | 令和3年3月31日  |
|                 | 2 月 分  | 令和3年3月31日  |

(別紙略)

**横須賀市公告第89号** (令和3年5月14日 掲 示 済)  
下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和3年5月14日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                                      |
|-------|------------------|------------------------------------------|
| 令和元年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                                      |
| 令和2年度 |                  | 減額分<br>2月分及び3月分の納期限は、<br>令和3年5月31日に変更する。 |
| 令和3年度 |                  | 4月分の納期限は、令和3年<br>5月31日に変更する。             |

(別紙略)

横須賀市公告第90号 (令和3年5月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年5月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 種 別 | 月 別 | 発付年月日 |
|-----|-----|-----|-------|
|-----|-----|-----|-------|

|       |         |     |           |
|-------|---------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料 | 1月分 | 令和3年2月26日 |
|       |         | 2月分 | 令和3年3月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第91号 (令和3年5月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年5月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別            | 月 別 | 発付年月日    |
|-------|----------------|-----|----------|
| 令和2年度 | 後期高齢者<br>医療保険料 | 2月分 | 令和3年3月1日 |

(別紙略)

横須賀市公告第92号 (令和3年5月14日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年5月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許可年月日及び<br>許可番号       | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる<br>地域の名称      | 開発許可を受けた者の<br>住所及び氏名                             |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------|
| 令和元年10月18日<br>令1開第10号 | 令和3年4月27日<br>令3第1号      | 横須賀市根岸町2丁目53番11ほか<br>1筆 | 横須賀市大津町4丁目22番6号<br>有限会社日の出ブロック商会<br>代表取締役 鈴木 三津夫 |

横須賀市公告第93号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日         | 道路廃止地名地番                           | 地 目 | 幅 員          | 延 長           | 申請者の住所及び氏名                          |
|---------------|------------------------------------|-----|--------------|---------------|-------------------------------------|
| 令和3年<br>5月15日 | 横須賀市安浦町2丁目18<br>番2 11 12の各一部<br>13 | 宅 地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>13.58 | 横須賀市三春町1丁目20番地望月アパー<br>ト2F<br>堤 貴 稔 |

横須賀市公告第94号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長坂4丁目910番1、912番1、914番1及び  
915番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目23番14号  
長谷川 昭 雄
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷4445番地  
梶 谷 輝 和

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目1818番、1819番及び1820番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目1番10号

原 田 喜久夫

- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目3番12号

原 田 俊 雄

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長坂4丁目2275番及び1693番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市桜山7丁目1395番192号  
栗 田 陽 一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂4丁目17番2号  
廣 瀬 巖

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長坂4丁目2488番3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市秋谷2丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長坂4丁目17番2号  
廣瀬 巖  
記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市芦名3丁目1783番1及び1791番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市芦名2丁目24番39号  
米山 茂次
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名2丁目27番7号  
高橋 勇

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和3年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年5月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名               | 代表者名  | 所在地              | 指定年月日     |
|------|--------------------|-------|------------------|-----------|
| 須402 | 神奈川県水道サービスセンター株式会社 | 小崎 英剛 | 横須賀市大津町一丁目18番32号 | 令和3年4月22日 |

### 横須賀市上下水道局告示第21号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店積和建設神奈川株式会社は、次のとおり代表者を

変更しました。

令和3年5月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名        | 代表者名 |       | 所在地            |
|------|-------------|------|-------|----------------|
|      |             | 新    | 旧     |                |
| 須61  | 積和建設神奈川株式会社 | 根津 靖 | 竹花 嗣生 | 横浜市港北区新羽町815番地 |

## 消防局公告

### 横須賀市消防局公告第1号 (令和3年4月27日 掲示済)

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により、次の防火対象物に対し措置命令を行ったので、同条第3項において準用する消防法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月27日

横須賀市消防長 野田 佳孝

- 1 防火対象物の所在地  
横須賀市大滝町1丁目27番地
- 2 防火対象物の名称及び用途  
名称 大滝名店ビル  
用途 複合用途防火対象物
- 3 被命令者の氏名  
別紙のとおり
- 4 措置の内容  
令和3年5月28日までに、消防法施行令で定める技術上の基準に従って自動火災報知設備を維持するために、次の事項について必要な改修をすること。  
(1) 自動火災報知設備の受信機が、感知器の不良及び配線の断線等により、感知器、中継器又は発信機の作動と連動して、当該感知器、中継器又は発信機の作動した警戒区域を正常に表示すること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条第2号イ違反）  
(2) 自動火災報知設備の受信機にて主音響装置及び地区音響装置の作動が停止され、音響を発しないため、これを改修すること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第24条の2第1号ロ違反）  
(3) 無窓階（2階）の必要な部分に煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器が設置されていないため、これを改修すること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第23条第5項第6号違反）  
(4) 自動火災報知設備の感知器未警戒部分があるため、当該部分に感知器を増設すること。（消防法第17条第1項、消防法施行規則第23条第4項第1号違反）
- 5 命令年月日

別紙のとおり  
(別紙略)

### 横須賀市消防局公告第2号 (令和3年4月27日 掲示済)

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第5項の規定により、次の防火対象物に対し措置命令を行ったので、同条第7項において準用する消防法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月27日

横須賀市消防長 野田 佳孝

- 1 防火対象物の所在地  
横須賀市大滝町1丁目27番地
- 2 防火対象物の名称及び用途  
名称 大滝名店ビル  
用途 複合用途防火対象物
- 3 被命令者の氏名  
別紙のとおり
- 4 措置の内容  
令和3年5月28日までに、統括防火管理者を定めること。
- 5 命令年月日  
別紙のとおり  
(別紙略)

## 教育委員会規則

### 横須賀市教育委員会規則第9号 (令和3年4月26日 掲示済)

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月26日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

生涯学習センター条例施行規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者」を「代表者」に改める。

第2号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則  
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第8号 (令和3年4月30日 掲 示 済)

令和4年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について、次のとおり定めました。

令和3年4月30日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第6号 (令和3年4月23日 掲 示 済)

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程(平成5年横須賀市選挙管理委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月23日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

第1号様式から第2号様式までの規定中「候補者」を「候補者」に改める。

第3号様式から第4号様式までの規定及び第7号様式甲から第8号様式までの規定中「候補者氏名」を「候補者氏名」に改める。

附 則  
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

横須賀市選挙管理委員会告示第7号 (令和3年4月23日 掲 示 済)

公職選挙法令執行規程(昭和30年横須賀市選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月23日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

第6条の2第3項本文、第23条第3項本文及び第24条第3項本文中「受領印」を「受領者の氏名の記載」に改める。

第1号様式から第1号様式の3までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

第1号様式の5備考に関する部分第1項中「合成樹脂製」の次に「又はアルミニウム製」を加える。

第2号様式及び第2号様式の2中「氏名」を「氏名」に改める。

第2号様式の4中「候補者氏名」を「候補者氏名」に改める。

第2号様式の5中「受領印」を「受領者の氏名」に改める。

第7号様式中「管理者氏名」を「管理者氏名」に改める。

第10号様式の2から第10号様式の4までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

第10号様式の7中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

第10号様式の8中「代表者名」を「代表者名」に改める。

第11号様式備考に関する部分第1項中「合成樹脂製」の次に「又はアルミニウム製」を加える。

第13号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

第13号様式の2中「受領印」を「受領者の氏名」に改める。  
第13号様式の4中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

第14号様式備考に関する部分第1項中「合成樹脂製」の次に「又はアルミニウム製」を加える。

第15号様式及び第17号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則  
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

横須賀市選挙管理委員会告示第8号 (令和3年4月23日 掲 示 済)

議会議員及び長の選挙公報発行条例施行規程(平成5年横須賀市選挙管理委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月23日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

第1号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

第3号様式中「候補者氏名」を「候補者氏名」に改める。

附 則  
この規程は、令和3年5月1日から施行する。

## 正 誤

令和2年4月1日付け横須賀市報号外第7号21ページ右欄上から23行目中「158条の2第1項」は「第158条の2第1項」の誤り

令和3年4月26日付け横須賀市報第1814号14760ページ横須賀市告示第90号中「津久井浜4丁目」は「津久井4丁目」の誤り